

2016年3月10日

健保だより 4

新電元工業健康保険組合
理事長 小笠原 政教

日頃より、健康保険組合に対してのご協力に感謝を申し上げます。

当健保は皆様に積極的に人間ドックを受診して頂くため、平成28年度から節目健診の人間ドックとして「45歳健診」を実施します。毎年4/1現在で満45歳の被保険者を対象に、日帰りドックに限り全額健保負担とします。当健保に於ける平成26年度の人間ドック受診率は、被保険者が35%、被扶養者が18%と低い状況が続いています。是非ご自身の健康チェックの機会にして下さい。

又平成28年度限定として、45歳を超えている被保険者は全員自己負担なしで利用できます。（詳細は4月上旬に発信予定の人間ドックの案内をご参照下さい。）

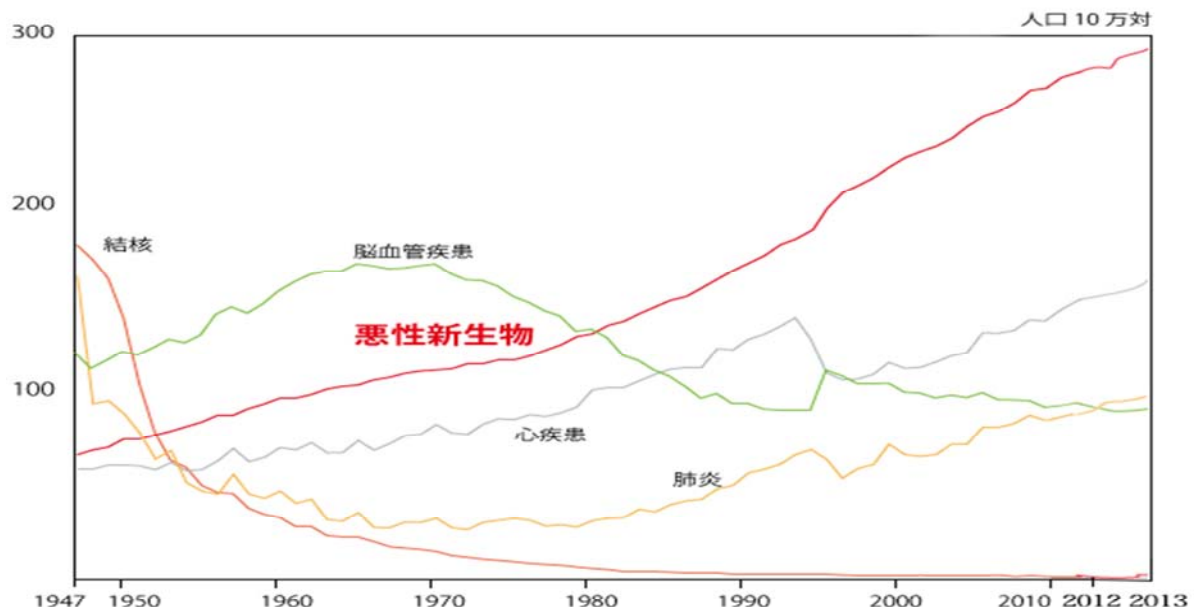
皆様が明るく健康に過ごせるよう望んでいます。

被保険者の皆さんは、年に一度は会社で「健康診断」を受けていると思います。健康診断は健康であるか否かを確認するものです。つまり、健康であることを確認するために“病気の危険因子”があるかを見るもので、そもそも特定の病気を発見することではありません。しかし運悪く病気の危険因子が見つかった場合、病気のリスクがあるかどうかを判明するために更に検査を受けたり、生活習慣を改善して健康管理に努めなければなりません。疾病予防には病気の発生を予防する「1次予防」の段階がありますが、健康診断はこの1次予防の位置付けにあります。

一方、「人間ドック」は、特定の病気（主に癌）に絞って調べる健診です。特定の疾患を早期に発見し、早期に治療することを目的として、「2次予防」に位置付けしており健康診断とは目的が少し異なっています。

日本人の主な死亡要因は「がん・心疾患・脳血管疾患」などのいわゆる“生活習慣病”と云われるものです。その生活習慣病のほとんどは初期段階では自覚症状がないため、早期に発見する為にも定期的な人間ドックの受診をお勧めします。

●がんは1981年から死因の第1位で、最近では総死亡の約3割を占める



●厚生労働省「人口動態統計」2013●

マメ知識 ～はり、きゅう、マッサージの場合～
健康保険が使えるの？

・ はり、きゅうの場合

医師の同意を得て、神経痛やリウマチ、五十肩、腰痛症などの慢性的な痛みのある病気で、鍼灸師の施術を受けた場合に限り、健康保険の給付が受けられます。

なお、身体が不自由な方の場合、往療（訪問施術）を必要とする医師の同意があれば、往療料にも健康保険が適用されます。

・ あんまマッサージを受けた場合

医師の同意を得て、筋マヒや関節拘縮などでマッサージ師の施術を受けた場合に限り、健康保険の給付が受けられます。往療については、はり、きゅうの場合と同様です。

単なる肩こり、腰痛などのような症状で受療した場合には、健康保険で受けられず、自費診療となります。

はり、きゅう、あんまマッサージを受けた場合には、療養費払いとなります。施術時にいったん全額支払い、後日、健康保険組合に療養費支給の申請をして下さい。

詳細は、健康保険組合事務所までお問い合わせください。（内線 831-7200）